

(様式第 10－2 号)

湯田川・大塚川地区 県営水利施設等保全高度化事業
畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型）
により造成する施設の予定管理方法

1. 管理者

雲仙市土地改良区（令和 8 年 2 月 1 日 新設合併予定）

2. 管理すべき施設の種類

道路・用排水路（沈砂池含む）・畑かん施設・ファームポンド・送水管・配・給水施設

3. 貯水、放流、取水または排水に関する基本的事項

- ・水田用水については、現況と同様に普通河川から取水し、畑地かんがい用水については井戸を新設し、地下水を水源とする計画である。
- ・現況排水系統のとおり普通河川への排水を計画している。

4. 管理に関する費用の概算及びその負担の方法

（1）費用の概算（年間経費）

事業名	施設の種類	規模	年間経費（千円）
区画整理	道路	L=4,243m	339
	用排水路（沈砂池含む）	L=4,250m	885
	計		1,224
畑地かんがい	畑かん施設	揚水ポンプ 1箇所	732
		貯水施設 1箇所	
		送水管 L=2,086m	
		配・給水施設 L=7,643m	
		末端かんがい A=17.6ha	
	計		732
土地改良区運営費 （上記関係事務費）			383
合計			2,339

(2) 負担の方法

この土地改良区が行う土地改良事業に要する経費にあてるための賦課金は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき地積割合に賦課徴収を行う。

5. その他管理方法に関する基本的事項

土地改良事業によって生じた財産については県から譲与を受け、その財産については、すべて雲仙市と土地改良区が維持管理にあたる。